

浜田市選挙管理委員会告示第 3 号

令和8年2月8日行う衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 8 年 1 月 27 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

投票区	閉鎖時刻
第1投票区から第8投票区まで	
第11投票区及び第12投票区	
第14投票区から第18投票区まで	
第21投票区から第24投票区まで	午後 7 時
第26投票区から第29投票区まで	
第33投票区及び第34投票区	
第9投票区及び第10投票区	
第13投票区	
第19投票区及び第20投票区	
第25投票区	午後 6 時
第30投票区から第32投票区まで	
第35投票区から第68投票区まで	